六　核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則　別表第十六
七　核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則　別表第十七
八　研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則　別表第十八
九　使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則　別表第十九
十　核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則　別表第二十

第三条　前二条各号に定める表中の傍線、破線及び二重傍線の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

一　改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改めること。

二　条項番号その他の標記部分（以下単に「標記部分」という。）に二重傍線を付した規定を改正前欄及び改正後欄に対応して掲げている場合であって、標記部分が改正前欄及び改正後欄で同一のときは、改正前欄に掲げる規定を改正後欄に掲げるもののように改めること。

三　標記部分に二重傍線を付した規定を改正前欄及び改正後欄に対応して掲げている場合であって、標記部分が改正前欄及び改正後欄で異なるときは、改正前欄に掲げる規定を改正後欄に掲げる規定として移動すること。

四　標記部分に二重傍線を付した規定を改正前欄に掲げている場合であって、改正後欄にこれに対応するものを掲げていないときは、当該規定を削ること。

五　標記部分に二重傍線を付した規定を改正後欄に掲げている場合であって、改正前欄にこれに対応するものを掲げていないときは、当該規定を新たに追加すること。

附　則

（施行期日）

第一条　この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定及び附則第三条の規定は、平成三十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の次の表上欄に掲げる規則の同表中欄に掲げる規定及び下欄に掲げる様式は、平成三十一年四月一日以後の期間について作成すべき報告書について適用するものとし、同日前の期間について作成すべき報告書については、なお従前の例による。

別表第一　試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則の一部改正に関する表（第一条関係）

試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則	第十八条第一項	別記様式第二
核燃料物質の使用等に関する規則	第七条第一項	別記様式第一の二
核燃料物質の加工の事業に関する規則	第十条第一項	別記様式第一
使用済燃料の再処理の事業に関する規則	第二十一条第一項	別記様式第二
実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	第百三十六条第一項	様式第二
核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則	第二十七条第一項	別記様式第五
核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則	第四十条第一項	別記様式第一
研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	第百三十一条第一項	様式第二
使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則	第四十八条第一項	様式第二
核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則	第九十一条第一項	別記様式第二

第三条　第二条の規定による改正後の前条の表の上欄に掲げる規則の同表の下欄に掲げる様式は、平成三十二年四月一日以後の期間について作成すべき報告書について適用するものとし、同日前の期間について作成すべき報告書については、それぞれ第二条の規定による改正前の同表の下欄に掲げる様式による。

第四条　この規則（附則第一条ただし書の規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の規定の施行前にした行為及び附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの規則の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

改正後	改正前
（電磁的方法による保存）	（電磁的方法による保存）
第六条の二　法第三十四条に規定する記録は、前条第一項の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従つて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。以下同じ。）により記録することにより作成し、保存することができる。	**第六条の二**　法第三十四条に規定する記録は、前条第一項の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従つて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。）により記録することにより作成し、保存することができる。
［2・3　略］	［2・3　同上］
（報告の徴収）	（報告の徴収）
第十八条　試験研究用等原子炉設置者は、試験研究用等原子炉を設置した工場又は事業所（船舶にあつては、その船舶）ごとに、別記様式第二による報告書を、気体状及び液体状の放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類別の年間放出量、液体状及び固体状の放射性廃棄物の保管量等、使用済燃料の貯蔵量等並びに放射線業務従事者の一年間の線量分布に係るものにあつては毎年四月一日からその翌年の三月三十一日までの期間について、その他のものにあつては毎年四月一日から九月三十日までの期間及び十月一日からその翌年の三月三十一日までの期間について作成し、それぞれ当該期間の経過後四十五日以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。	**第十八条**　試験研究用等原子炉設置者は、試験研究用等原子炉を設置した工場又は事業所（船舶にあつては、その船舶）ごとに、別記様式第二による報告書を、放射線業務従事者の一年間の線量に係るものにあつては毎年四月一日からその翌年の三月三十一日までの期間について、その他のものにあつては毎年四月一日から九月三十日までの期間及び十月一日からその翌年の三月三十一日までの期間について作成し、それぞれ当該期間の経過後一月以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。
2　［略］	2　［同上］